

竹内は巻頭から巻末に移動します！！

さくら通信は、今月で18年3か月(219回)です。巻頭言は竹内が担当し、皆様とお会いした時の軽い雑談のつもりで、思いつくままに書いてまいりました。時々頂く「読んでいるよ」との言葉に力を得て続けてくることができたように思います。

来月から巻頭言の担当は所長の孝志洋平に変わります。私同様にご笑読頂ければ幸いです。竹内は巻末に移動し、続けて発信させていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。



(竹内)

インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減について

令和5年10月より、いよいよ消費税のインボイス制度が開始されます。この制度をめぐっては、免税事業者が「取引から排除される」「インボイス発行事業者になった場合に消費税の納税負担が大きい」などの影響が危惧されているところ

です。この点、令和5年度税制改正により、これまで免税事業者であった企業や個人事業主がインボイス発行事業者になった場合、3年間限定で、納付すべき消費税額を大幅に軽減する負担軽減措置が設けられることになりました。

次に掲げるいずれかに該当する事業者が納付する消費税額は、**売上に係る消費税額の2割**に軽減されます。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において

- イ) 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合
- ロ) 課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合

インボイス発行事業者がこの軽減措置の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記しなければなりません。また、軽減措置を受けたインボイス発行事業者が、措置終了後に簡易課税が有利となる場合には、軽減措置終了後の最初の課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出すれば、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。

この軽減措置は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されます。

(大寺)

3月の税務

■3月10日

- 1 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■3月15日

- 2 前年分贈与税の申告 申告期間…2月1日から3月15日まで
- 3 前年分所得税の確定申告 申告期間…2月16日から3月15日まで
- 4 所得税確定損失申告書の提出
- 5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 6 確定申告税額の延納の届出書の提出 延納期限…5月31日
- 7 個人の青色申告の承認申請
(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 9 国外財産調書の提出

■3月31日

- 10 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 11 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 12 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 13 法人・個人事業者(前年12月分及び1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 14 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 15 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 16 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分))<消費税・地方消費税>

I. 労働基準法の改正

1. 労働時間制度(上限規制・中小企業 2020/4/1~)

- (1)【原則】40時間/週・8時間/日
- (2)【例外①】三六協定・45時間/月 かつ 360時間/年
【例外②】特別条項付き三六協定(特別な事情・上限規制)●720時間/年(月平均60時間)●100時間未満/単月(法定休日労働含む)●80時間以内/複数2~6か月平均(法定休日労働含む)●限度時間超えは年6回まで
- (3)【法的効力】労基法36条4項に明記 ⇒ 強行性・本則に格上げ ⇒ 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

2. 上限規制適用の例外 ⇒ 上限規制適用・2024/4/1~

- (1)自動車運転業務 特別条項付き三六協定 上限規制 960時間/年(休日労働含まず)・改善基準告示改正
- (2)建設事業 上記1.の上限規制適用(災害時100時間未満/単月・80時間以内/複数2~6か月平均 適用なし)
- (3)医師 *一般業務 特別条項付き 上限規制 960時間/年 *指定業務 特別条項付き 上限最大1860時間/年(休日労働含む)*追加的健康確保措置必要 *医師の応召義務との関係

3. 2023/4~中小企業・月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率が50%以上に!!

- (1)割増賃金率 ①時間外労働(60H以下)25%以上(従来通り) ②時間外労働(60H超)50%以上 ③休日労働35%以上(60H以下のときと同じ) ④法定労働時間内の深夜労働(22:00~5:00)25%以上(60H以下のときと同じ)⑤時間外労働が深夜に及んだ場合75%以上(②+④) ⑥休日労働が深夜に及んだ場合60%以上(③+④)
- (2)休日労働との関係 *月60Hの算定に、法定休日労働時間は含まない
*法定休日以外(所定休日)の労働時間は60Hに含む
- (3)代替休暇 引上げ分の割増賃金を支払う代わりに代替休暇を付与できる ⇒ 労使協定必要
- (4)就業規則の変更が必要となる場合がある
- (5)36協定の取扱い *36協定に特別条項を設定する場合には、割増賃金率の記載欄があるが、60H超えの割増賃金率の記載欄はない ⇒ 協定期間が2023/4をまたぐ場合でも、新届け出は不要

4. 賃金請求権延長(民法改正に伴って適用 2020/4~・5年経過後に見直し)

・賃金請求権の消滅時効・5年 ⇒ 当面3年(経過措置) ⇒ 2023/4/1以降 過去3年分の賃金請求権発生

II. 育児・介護休業法

1. 2022/10~出生時育児休業(産後パパ育休) — 従来の育児休業に加えて創設 —

- (1)出生日から8週間以内に28日間を上限に取得(2回に分割可・要件満たせば休業中に就業可)
- (2)出生時育児休業給付金の留意点
 - ① 申請手続き
・出生日の8週間後の翌日から2か月後の月末までに(2回分割時はまとめて申請)
 - ② 休業中の就業
・就業可能日数は最大10日(10日を超える場合は80時間)
・休業日数が28日間より短い場合は、休業日数に比例して短くなる、又は支給されないこともある
 - ③ 休業開始時賃金日額 ⇒ 出生時育児休業開始前6か月間の賃金を基に決定

2. 2022/10~育児休業中の社会保険料免除見直し

- ① 同月内に短期間の育児休業等を取得している場合の取扱い
⇒その月の末日が育休期間中に加えて、14日以上育児休業等を取得した場合⇒当該月の月額保険料免除
- ② 連続する二以上の育児休業等を取得している場合の取扱い ⇒ その全部を一つの育児休業等とみなし、保険料免除
- ③ 賞与月に育児休業等を取得している場合の取扱い ⇒ 連続した1か月超の育児休業等に限り賞与保険料免除

III. 年金関係の改正

1. 年金支給額 物価上昇に追いつかず、実質的には目減り 2022/4~
2. 在職老齢年金(支給停止額)
*65歳未満(基本月額+総報酬月額相当額) ≤ 28万円 ⇒ ≤47万円に変更(65歳以上と同じ)
3. 在職定時改定制度(65歳以上70歳未満) ⇒ 毎年9/1に見直し改定(10月分から改定)
4. 老齢年金の繰上げ 減額率0.5% ⇒ 0.4%(昭37/4/2以降生)
5. 老齢年金の繰下げ 増額率0.7%(変更無)上限年齢70歳 ⇒ 75歳(昭27/4/2以降生か受給権発生日が平29/4/1以降)

IV. 各種保険料率

- (1)雇用保険料率(2023/4)一般 (労) 6/1000 (事) 9.5/1000 ・建設 (労) 7/1000 (事) 11.5/1000
- (2)健康保険料率(2023/3) 10.25%(↓0.18%)(徳島県)
- (3)介護保険料率(2023/3) 1.82%(↑0.18%)
- (4)厚生年金保険料率 18.300% 変わらず
- (5)労災保険料率 変わらず

31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
 有期事業概算保険料延納額<4月~7月分>の納付
 (労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権
 (誕生月を迎える者)現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

会計制度

税効果会計⑨ STEP4 回収可能性の判断手順

繰延税金資産の回収可能性の判断をする場合、前号で述べた3つの判断基準を検討して、具体的に以下の手順で判断していきます。

【手順1】

期末における将来減算一時差異と将来加算一時差異について、スケジューリングの可否、差異の解消が見込まれる時期を検討します。(一時差異のスケジューリングの実施)

【手順2】

将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額を解消見込年度ごとに相殺します。

【手順3】

手順2で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額は、解消見込年度を基準として、税務上の欠損金の繰戻しおよび繰越しが認められる期間(繰戻し・繰越し期間)の将来加算一時差異の解消見込額と相殺します。

【手順4】

手順3までに相殺できなかった将来減算一時差異の解消見込額と将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額(タックスプランニングによる見積額を含む)とを解消見込年度ごとに相殺します。

【手順5】

手順4までに相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額を、解消見込年度を基準として繰戻しおよび繰越し期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額と相殺します。

上記手順1~手順5の結果、相殺できた将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性があると判断でき、計上することができます。

(孝志茜)

資産税係

贈与税の申告はお済みですか？

贈与税申告期限および納付期限は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日の間です。贈与税の申告先は、贈与を受けた人の住所地の税務署となります。

贈与税の申告手続きが遅れて、申告期限を過ぎてしまった場合、加算税というペナルティが、贈与税(本税)以外に加算されます。加算税は3つに分類されており、遅れた理由に応じて、それぞれ税率が異なります。

- ・申告しなかった場合…無申告加算税(5~20%)
 - ・申告はしたが納税額が少なかった場合…過少申告加算税(0~15%)
 - ・隠ぺいして故意に申告をしなかった場合…重加算税(40~50%)
- ※加算税の他にも延滞税がかかります。



贈与税には、「相続時精算課税制度」や「住宅取得等資金の贈与」や「配偶者への自宅の贈与」などの特例制度があります。特例を利用すれば、贈与税がかからない場合がありますが、その場合でも法定申告期限内に申告をしなければなりません。たとえ納税額がゼロであっても、特例制度を利用するためには、必ず申告手続きが必要ですのでご注意ください。

※令和5年度税制改正大綱により、相続時精算課税を利用しても、110万円までは非課税になり、申告も不要になる予定です。

(坂田)

リスマネ委員会

iDeCo(イデコ・個人型確定拠出年金)

2022年5月からiDeCoの加入可能年齢が5年延長になり65歳未満になりました。

ただし、5年延長で加入できるのは、第2号被保険者である会社員・公務員または国民年金の任意加入者です。基本的に第1号被保険者である自営業やフリーランス、第3号被保険者である専業主婦(夫)などは、従来通り60歳未満となります。

受取り開始年齢は、60歳から75歳まで延長になるため、老齢給付金を受取るタイミングが選びやすくなりました。

・iDeCoの最大のメリットは「積み立て時」「運用時」「受取時※」の3つのタイミングで節税効果があります。とくに積み立て時の節税効果は毎年の所得税・住民税を抑えられるので、実質的に「手取り」を増やせます。

・iDeCoに加入する場合、口座管理手数料などのコストは加入者自身で支払うことになります。

・iDeCoは自分で老後資金を準備するための制度ですが、一度始めると原則60歳までお金が引き出せない点は注意が必要です

※会社員は厚生年金も受給するので、iDeCoを年金形式で受給しようとしても、公的年金等控除を限度額いっぱいまで利用できないケースもあります。また、退職金として受け取りに関しても、既に退職所得控除の枠を使い切ってしまった場合には退職所得控除は使用できません。

(さくらビジネス)

法務係

所有者不明土地の解消に向けての法改正②



● 共有制度の見直し(令和5年4月1日施行)

共有物の利用や共有関係の解消をしやすくする観点から、共有制度全般について様々な見直しの実施

1. 共有物を利用しやすくするための見直し

* 共有物につき軽微な変更をするために必要な要件が緩和。(持分の過半数の同意で決定可)

* 所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、残りの共有者の持分の過半数で「管理行為」(例:共有者の中から使用者を一人決定)や、残りの共有者全員の同意で「変更行為」(例:農地を宅地に造成)が可能。

2. 共有関係の解消をしやすくするための新たな仕組みの導入

* 所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、所在等が不明な共有者の持分を取得したり、その持分を含めて**不動産全体を第三者に譲渡**することができる。

※裁判所において、持分に応じた時価相当額の金銭の供託が必要。

● 遺産分割に関する新たなルールを導入(令和4年5月1日施行)

遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進

* 長期間経過後の遺産分割のルール

・**被相続人の死亡から10年を経過**した後にする遺産分割は、原則として、**具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行う**。

※改正法の施行日前に開始した相続についても適用されるが、施行時から5年間の猶予期間あり。

(田中)

将棋とIT技術

藤井聡太5冠と羽生善治9段の将棋を見ていて、25年ほど前に羽生9段の名前をあしらった将棋ゲームのことを思い出しました。当時店員だった私は、この将棋ソフトを購入したお客さんから「羽生プロの名前なのに弱いねえ」というクレーム(?)を受けました。

今では、将棋ソフトはプロをも負かすことができるくらいに強くなっており、我々素人が観戦するときのアシストまでしてくれます。コンピュータ将棋の理論やAI・IT技術のすさまじい発展を感じました。(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181